

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 22 年 2 月 5 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	下野農業協同組合における重油焚きボイラーの電気式高効率園芸用ヒートポンプへの転換による省エネ事業
排出削減事業者名	下野農業協同組合
排出削減共同実施事業者名	東京電力株式会社 (その他関連事業者名：全国農業協同組合連合会 栃木県本部)
事業実施場所	サンファーム・オオヤマ有限会社 (栃木県栃木市田村町 352-1) 有限会社グリーンステージ大平 (栃木県下都賀郡大平町大字伯仲字八幡 541)
事業の概要	温室用の重油暖房機を電気式高効率ヒートポンプに転換することにより、設備効率向上と低炭素燃料への転換により CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	296tCO2/年 (事業実施期間合計 1,353tCO2)
国内クレジット 認証期間	開始日 2008 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：下野農業協同組合  サンファーム・オオヤマ有限会社  (栃木県栃木市田村町 352-1)  有限会社グリーンステージ大平  (栃木県下都賀郡大平町大字伯仲字八幡 541)</p>
追加性を有すること	<p>1)本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを事業者、その他関連事業者の担当者への質問等により確認した。</p> <p>2)本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト視察時の既存設備製造年月の確認等により確認している。</p> <p>3) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により 9 年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合せすることにより正確性を確認している。</p> <p>4)事業者は、一昨年頃からの石油高騰により A 重油の価格が上昇し、エネルギーコストが増加して経営を圧迫していたため、高効率で省エネに寄与する設備の導入を検討していた。一方国内クレジット制度が発足し、農業分野のビニールハウスでのヒートポンプの導入案件が申請、承認されている情報を得て、事業者が本制度の活用を意識し、将来の国内クレジット売却により投資回収年数減も期待できること。またヒートポンプの導入により、害虫や病気への効果が確認されトマトの品質の向上に繋がることも考慮し、本事業を実施する意思決定に至ったことを事業者および関係者に確認した。</p> <p>5)サンファーム・オオヤマの1号棟については、事業者が、全農の施設園芸での原油高騰対策としてヒートポンプを導入するという方針を受けて、協議を行い、2008年3月末日に同設備を導入する意思決定を行い、同年4月1日より事業を開始したことを確認している。</p>

	<p>6)事業者は、排出事業計画時において、今後開始予定であった国内クレジット制度のことを把握しており、同制度を見据えた上で事業実施の判断に至ったことを合わせて確認している。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者およびその他関連事業者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1)本排出削減事業は、承認排出削減方法論 004「空調設備の更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認した。</p> <p><b>【方法論番号 004 空調設備の更新】</b></p> <p>適用条件 1 については、高効率ヒートポンプへの更新であることを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、既設の A 重油焚き暖房機は事業実施後もバックアップボイラーとして継続して利用する予定であり、ボイラーの更新を行わなかった場合でも継続して利用することを確認している。</p> <p>適用条件 3 については、更新後のヒートポンプで生産した温風は、対象事業所にて自家消費されることを、関係者への質問および現地往査により確認している。</p> <p>2) 本排出削減事業により生じるバウンダリー外での温室効果ガス排出量の著しい変化は認められず、リーケージを考慮する必要は無いものとした。</p> <p>3) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの算定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>4)ベースラインの排出量の算定に係る既存設備の使用年数がいずれの設備も法定耐用年数である 8 年の 2 倍（16 年）を超えていないことを、質問・関連資料の閲覧により確認している。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

#### 4. 特記事項

- ・投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。

以上